

令和5年度 此花区民間事業者を活用した小学5・6年生対象
課外学習支援事業に関する協定にかかる細則

1 事業の名称

本事業の名称は「此花区民間事業者を活用した小学5・6年生対象課外学習支援事業」とする。

2 事業の目的

此花区内の小学5・6年生を対象に、基礎学力の向上等、子どもの習熟に応じた学力向上及び学習習慣の形成を図るため、課外授業を実施する。

3 事業実施場所

(1) 乙が行う課外授業の会場は下記の施設を使用する。

- ①西九条小学校 多目的室 (大阪市此花区西九条4-3-41)
使用可能面積：50 m² (定員 30 名)
- ②島屋小学校 高学年学習室 (大阪市此花区島屋2-9-36)
使用可能面積：64 m² (定員 30 名)
- ③伝法小学校 パソコン室 (大阪市此花区伝法3-13-10)
使用可能面積：88 m² (定員 30 名)
- ④梅香小学校 中学年学習室 (大阪市此花区梅香3-17-29)
使用可能面積：70 m² (定員 30 名)
- ⑤高見小学校 学習ルーム (大阪市此花区高見1-3-35)
使用可能面積：70 m² (定員 30 名)
- ⑥西島小学校 会議室 (大阪市此花区西島2-5-12)
使用可能面積：60 m² (定員 30 名)
- ⑦春日出小学校 多目的室 (大阪市此花区春日出中1-13-23)
使用可能面積：50 m² (定員 30 名)
- ⑧大阪市立此花区民一休ホール 第4会議室 (大阪市此花区四貫島1-1-18)
使用可能面積：95 m² (定員 60 名)

(2) 会場の名称は「〇〇〇〇」とする。

4 会場の使用について

(1) 乙は下記の条件の範囲内で会場を使用する。本細則3の①～⑦の会場は各小学校ごとに別途協議の上週2回放課後の時間内に実施し、各日17時までには終了し、17時15分までには完全退出とすること。⑧の会場は原則として水曜日の17時30分から21時30分までの使用とする。(開講準備時間含む)。ただし、上記の会場において施設における行事等やむを得ない事情により、使用できない日が発生する場合がある。

(2) 乙は、使用スケジュールについて、使用月の前月の15日までに、翌月のスケジュールを甲に報告し、必要に応じ甲と乙で日程について調整する。協定にて定めた工程表

を作成している場合、詳細な日にちを指定しているものであれば、工程表による報告で可とする。

- (3) 本事業の協定の締結後に、会場のある施設における行事予定等により本事業実施期間において(1)の曜日・時間帯が変更になる可能性があるが、その場合は甲、乙、及び当該施設の管理者の三者で協議を行う。

5 会場の管理について

(1) 日々の原状回復について

乙は、開講日ごとに、開講時間後に会場の清掃を行い、開講前の状態への原状回復を行い、忘れ物やごみの放置などがないようにする。会場施設内では廃棄せず、ごみは都度持ち帰りする。また、開講時間前に会場にあった忘れ物等については、実施後に速やかにその施設の管理者もしくは甲に連絡を入れること。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない（口頭による承諾を含む）。

(2) 会場の施錠管理について

乙は、開講前は、会場の会議室の施錠管理を瑕疵なく行い、開講時間後は、速やかに原状回復を終えて施錠等を行い退所する。

6 事業の実施方針

乙は、学年及び受講者の習熟度に合わせた教材や課外授業により、学力向上及び学習習慣の形成に資する指導を行う。この指導は、少人数制個別指導とし、受講者全員に一律の指導を行ういわゆる集団授業型による指導は行わない。

7 事業の内容

乙は、事業の実施方針及び下記の(1)～(4)をふまえて、事業の企画及び運営を行う。

(1) 企画について

乙は、企画提案書（別添のとおり）に基づき、基礎学力の向上等、子どもの習熟に応じた学力向上及び学習習慣の形成を目指した課外授業を提案した内容に沿って誠実に履行する。

乙が実施する課外授業の内容は、受講者の習熟度の分析を行った結果を反映させながら、習熟度に柔軟に対応させた指導内容とする。

(2) 課外授業の実施・運営について

乙は、企画提案書にて掲げた事業内容に基づき、事業実施体制（人材確保、講師の体制、個人情報取り扱い方法等）・計画表（スケジュール等）作成等の目的達成に向けた運営を実施する。

(3) 課外授業における受講者の保険について

乙は、受講時における受講者の事故について対応できる保険に加入する。

(4) 検証業務について

乙は、課外学習に参加した受講者へ学力診断テストを実施し、各受講者の学力についての現状把握と分析を行う。学力診断テストは、事業実施開始時、8月頃、実施終了頃の3回行うこととし、内容や実施時期については、事前に甲と協議する。なお、学力診断テストについては、学力診断テスト実施ごとに集計し、各受講者ごとに成績の推移・分析を行ったシートを作成し甲に報告する。

乙は、課外学習に参加した受講者へ毎月1回の確認テストを実施し、各受講者ごとの習熟度を確認する。なお、確認テストについては各月の確認テスト実施ごとに集計し、各受講者ごとに成績の推移が分かる形で甲に報告をする。

(5) アンケートについて

乙は、受講者へのアンケート等によるニーズ・傾向等の分析と検証を実施する。アンケートは、事業開始時、8月頃、実施終了頃の3回行い、内容や実施時期については、事前に甲と調整する。

乙は、アンケート実施ごとにすみやかに集計を行い、結果を甲に報告する。

8 事業計画及び実施方法並びに事業の実施報告

(1) 乙は、事業実施にあたって、事前に甲と調整の上、事業実施にかかる計画書を作成する。

(2) やむを得ない事情により、当初に設定した日程で開講できない日が発生した場合は、乙は甲と適宜調整を行うこと。ただし災害が発生した場合は、本細則9に従う。

(3) 乙は、毎月の実施内容について、翌月の10日までに月例報告書として甲に提出する。

(4) 乙は、本事業終了後は、10日以内に、収支明細（企画提案における経費内訳書と同じ様式とする）及び事業成果を明記した事業実施報告書を提出する。

9 災害時における対応について

災害発生時においては、乙は、当初に設定した日程で開講ができないと判断した場合、すみやかに甲に連絡し、対応を調整する。

災害が開庁時間外に発生したため、乙が甲に連絡が取れない場合においては、開講するか否かの判断は乙が行う。この場合、乙は連絡が取れる状況になりしだいすみやかに甲に事後報告を行い、以後の対応について調整を行う。

10 貸与品について

(1) 甲が乙に貸与する物品（以下「貸与品等」という。）については、その品名、数量、品質、規格又は性能等を記載した借用証を乙が作成し、乙は貸与品等の引渡しの日から7日以内に甲に提出する。

(2) 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理する。

(3) 乙は、事業の完了、本細則の変更等により貸与品等を必要としなくなった場合は、

甲にすみやかに返還する。

- (4) 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代替品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償する。また、当該代替品については、その機能等について甲が精査を行い、その結果、瑕疵が発見された場合はその修補もしくは交換を請求することが出来る。

11 個人情報の取扱い

乙は、下記の(1)～(12)をふまえて、本事業において収集した個人情報及び事業に係る全てのデータ（以下「個人情報等」という。）について細心の注意をもって管理し、漏えい、滅失、き損、紛失等（以下「漏えい等」という。）が生じないよう事業を実施する。

- (1) 乙は、個人情報等については本事業目的の範囲内で利用し、第三者には提供しない。ただし、甲の書面による承諾があればこの限りではない。
- (2) 乙は、甲から提供された資料、貸与品等及び事業を行う上で得られた乙の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有する全ての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理する。
- (3) 乙は、記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理する。
- (4) 乙は、記録媒体等について、本事業終了後は、個人を特定できる情報及びデータについて速やかに廃棄、消去又は返却等を行い、甲へ報告を行う。
- (5) 乙は、オンライン学習等を利用する際には、サーバーやクラウド等に保存されるアカウント登録等で本名の使用を避けることを受講者に認める等により個人情報等の流出が生じないような仕組みを構築するよう努める。また、甲及び乙は、本事業従事者が SNS 等において受講者等の個人情報等が流出しないよう、特に留意すること。本事業従事者と受講者との間で SNS に関わる情報の授受は、甲が乙との協議の上で認めたものを除き、一切行わない。
- (6) 乙は、甲が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。
- (7) 乙は、自己の事業従事者その他関係人について、(1)～(6)の内容を遵守させるために必要な措置を講じる。
- (8) 乙は、個人情報等の他、この協定の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (9) (1)～(8)に定めた内容は、この協定が解消した後もしくは有効期間が満了した後においても、同様とする。
- (10) 甲は、乙の個人情報等の管理が適切でない認められる場合、乙に対し改善を求めるとともに、甲が乙の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで事業を中止さ

せることができる。

(11) 乙は、事業を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複製又は複製してはならない。ただし、乙から複製についての同意にかかる依頼の書面が甲に提出され、甲がこれに書面によって同意を行った場合はこの限りでない。

(12) (11)ただし書に基づき作成された複製複製物については、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等原本と同様に管理すること。

12 個人情報等の保護状況に関する検査の実施

(1) 甲は、必要があると認めるときは、乙の個人情報等の保護状況について立入検査を実施する。

(2) 乙は、甲の立入検査の実施に協力する。

(3) (1)の立入検査の結果、乙の個人情報等の保護状況が適切でない認められる場合、甲は乙に対し、その改善を求めるとともに、乙が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、事業を中止させることができる。

13 大阪市個人情報保護条例に基づく事実の公表

(1) 甲は、乙が保護条例第 15 条の規定に違反していると認めるときは、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下、「保護条例」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

(2) 甲は、乙が(1)に定めた勧告に従わないときは、保護条例第 16 条第 2 項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。

(3) 甲は、(1)(2)に定めるもののほか、事業に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

14 受講者の募集

(1) 受講者募集は、乙は甲と協議のうえ、受講者募集にかかるチラシ等の原稿を作成する。なお、チラシ等の印刷・配布は甲が行う。

(2) 乙は、電話での申込受付の他にインターネットによる申込受付を行うなど、受講希望者の申込が混雑しないような申込手法によって受講者を募集する。また、募集の前に手法・期間について、甲と調整する。

(3) 乙は、受講者又はその保護者に対し、本事業外で実施されている塾事業や課外授業等の学習指導事業（乙以外が経営しているものも含む）へ能動的に勧誘することを一切禁止する。ただし、事前に甲と協議を行い、書面によりその承諾を得ている場合においてはこの限りでない。前述の能動的に勧誘することとは、乙が受講者又はその保護者に対し、本事業外での塾事業や課外授業等の学習指導事業へ積極的に勧誘することを表している。受講者又はその保護者からの学習指導にかかる相談に応じて本事業

外での学習指導事業を紹介することについては、相談者がその取捨選択について決定でき、かつ心理的な圧迫感を伴わないものである限り、能動的な勧誘とみなさない。

15 受講料の取扱いについて

- (1) 乙は、受講料1コマ月額5,000円(税込)の範囲内で可能な限りの指導内容を構築して本事業を実施する。
- (2) 乙が本事業の受講にあたっては、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されているバウチャー(塾代助成カード)による受講料の支払を可能とすること。

16 事業の実施期間及び課外授業の開講期間

本事業の実施期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

課外授業の開講期間は、本細則3に定める会場において、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで開講する。

16-2 事業にかかる工程表について

協定書第5条に定める工程表について、乙は、実施日程を令和5年4月14日までに、それぞれ甲に提出する。

17 一般的損害

事業の完了前に、事業を行うにつき生じた損害(本細則18(1)(2)(3)に定める損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(保険によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

18 第三者に及ぼした損害

- (1) 事業の実施に伴い第三者に及ぼした損害については(3)に定めるものを除き、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。
- (2) (1)の定めにかかわらず、(1)にて規定する賠償額(保険によりてん補された部分を除く。)のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不相当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- (3) 事業を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担しなければならない。ただし、事業を行うにつき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことによ

り生じたものについては、乙が負担する。

- (4) (1)(2)(3)の場合その他事業を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たる。

19 光熱費の負担について

協定書及び本細則における光熱費の負担は、以下のとおりとする。

(1) 乙は、本細則 3 (1) ①～⑦の各小学校特別教室を使用するにおいて、照明及び空調機器の使用に応じた費用を負担する。乙は甲の請求に基づき甲にこの費用を支払う。

(2) 乙は、本細則 3 (1) ⑧区民ホール会議室を使用するにおいて、照明及び空調機器の使用に応じた費用の負担は発生しない。

20 細則の有効期間

本細則にて定める全ての事項については、令和 6 年 3 月 31 日まで有効とする。ただし、協定書の実施期間が変更された場合、当該変更の実施期間の末日まで有効とする。

21 その他

本細則に定めのない事項については、その都度、甲と乙において適宜協議又は調整を行い、決定する。

本細則の証として、細則書面 2 通を作成し、甲及び乙の代表者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 月 日

甲 大阪市 大阪市此花区春日出北 1 丁目 8 番 4 号
代表者 大阪市此花区長 高橋 英樹

印

乙 事務所所在地
名称
代表者氏名

印